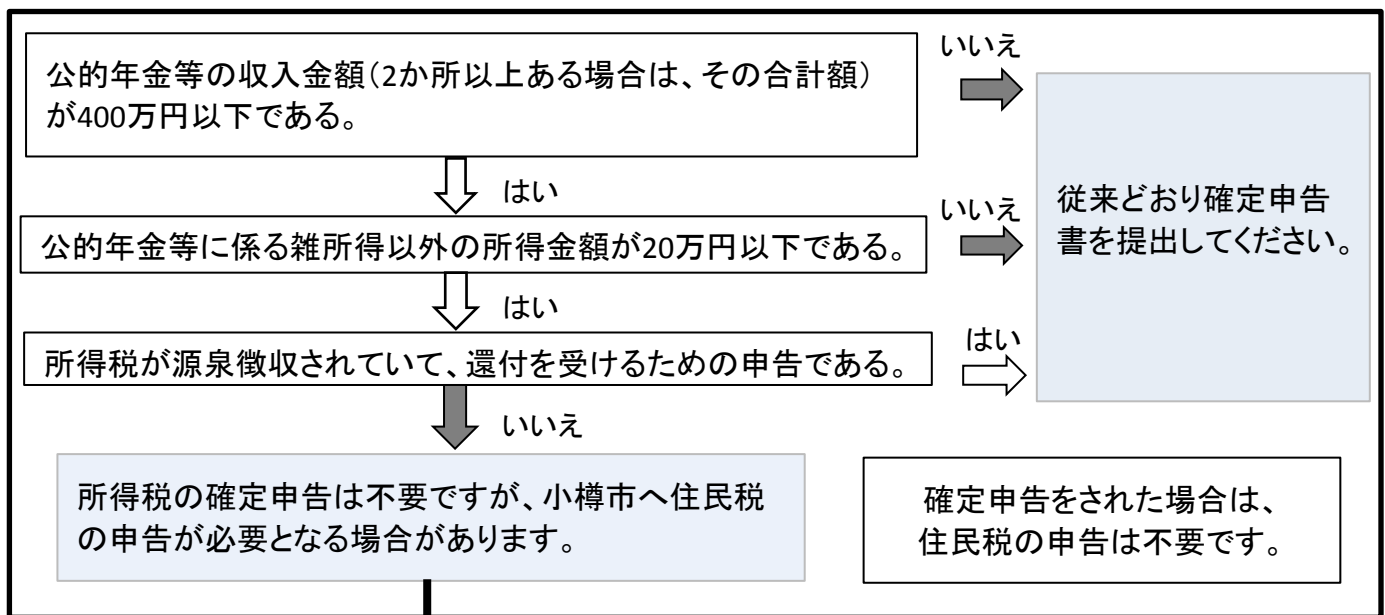


公的年金等を受給している方へのお知らせです

確定申告不要制度を利用される場合でも、住民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要がなくなりました(この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。)。ただし、確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要となる場合があります。下記の図を参考としてください。

■申告のイメージ図



住民税の申告が必要な場合(主な例)

◎「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるとき
(年金から引かれている社会保険料以外の社会保険料控除、生命保険控除、地震保険料控除、配偶者特別控除、医療費控除など)

※申告をしなければ控除を受けられません!

◎額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得(例:不動産所得)があるとき など

公的年金等受給者の確定申告不要制度が開始されてから、市民税課へ「課税内容が以前と違う。」という問合せが増えています。公的年金等受給者で確定申告も住民税の申告もしなかった場合は、公的年金等の源泉徴収票の記載内容が住民税の税額に反映されます。

公的年金等の源泉徴収票等を確認の上、申告が必要な方は確定申告書又は住民税の申告書を提出してください。

※住民税についてご不明な点がある場合は、市役所市民税課までお問合せください。